

檜原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（木）午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員（14名）

1 番 安田 宗義（副会長）	2 番 坂口 洋
3 番 北吉 温能	4 番 林田 至玄
5 番 吉川 作衛	6 番 上田 逸朗（会長）
7 番 吉田 昌功	8 番 中川 眞一
9 番 堀田 雅三	10 番 森川 千鶴子
11 番 岡本 和久	13 番 森田 尚子
14 番 谷口 敏彦	
4. 欠席委員（1名） 12番 石井 三智子
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
 - 第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
 - 第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
 - 第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
 - 第8 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
 - 第9 報告3 農地造成届出に関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年7月総会を開催いたします。

なお、総会中は恐れ入りますが、携帯電話をマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年7月の総会を開会いたします。

なお、12番 石井三智子委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、4番 林田至玄委員、並びに5番 吉川作衛委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題とします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は6件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は売買、3番から6番は交換による所有権移転許可申請です。

事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

1番は、地区担当農業委員の石井委員さんが欠席されていますので、調査の結果説明を事務局からお願いします。

事務局

1番、和田町***の田、922 m²外2筆は、市立畝傍中学校から東約600mに位置し、*
*町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力があることから、適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の林田委員さんからお願いします。

林田委員

2番、十市町***の田、350 m²は、奈良県自動車運転免許センターから北約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、連続する隣接農地の所有者であり、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に3番から6番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の坂口委員さんからまとめてお願いします。

坂口委員

説明させていただきます。まず3番、中曽司町***の田、578 m²は、**町の** **氏が所有し、4番、中曽司町***の田、591 m²は、**町の** **氏が所有しています。この2筆は、近鉄真菅駅から北西約900mに位置する隣り合う農地であり、耕作実態と一致させるために、互いの農地を交換しようとするものです。

次に5番です。中曽司町***の田、595 m²は、**町の** **氏が所有し、6番、中

曾司町***の田、661 m²は、**町の** **氏が所有しています。この2筆も、近鉄真菅駅から北西約 900m に位置する隣り合う農地であり、耕作実態と一致させるため、上と同様、互いの農地を交換しようとするものです。

申請人はいずれも農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、第1号議案、1番から6番の説明が終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、採決いたします。

第1号議案、1番から6番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番から6番は許可と決定いたしました。

議長

次に日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっております。

まず現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

1 番、常盤町***の田、800 m²外 1 筆は、市立耳成小学校から東約 150m に位置し、*
*市の** **氏が、**町の** **氏から、使用貸借により、農地を借り受けるもの
です。

借人の** **氏は新規就農者であり、過去に農業に従事していた義父から指導を受けな
がら、貸人である** **氏から農機具を借りて、新たに農業を始めたいという申請があり
ました。

申請地は、周辺を農地に囲まれた、道路に面する田で、すでに田植えもされております。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、主に新規就農に際しての意識の確認を行いました。

農業は、入りやすいが難しい職業であるために、強い気持ちで取り組み、途中で投げ出すこ
とのないように指導を行いました。

さらに、市外在住の兼業農家になることから、少なくとも週 1 回程度は従事するよう、ま
た、周辺とのコミュニケーションを円滑に行い、問題が発生しないよう、重ねて指導を行
いました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、2 番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の北吉委員さんからお願いします。

北吉委員

2 番ですが、膳夫町***の田、1,410 m²は、市立香久山小学校から西約 300m に位置し、
町の **氏が、祖父である**町の** **氏から、使用貸借により、農地を借
り受けるものです。

借人は新規就農者であり、祖父や父から指導を受けて勉強していきたいと申請されました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、主に新規就農に際しての意識確認を行いました。借人には、将来、農地を引き継ぐ後継者としての責任感があるように見受けられます。

今回の申請を機に、これから少しずつ勉強して将来に備えたいとのことでしたので、父や祖父からの教えを受け、未永く農業に従事するよう助言をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、第2号議案、1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、採決したいと思います。

第2号議案1番及び2番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第2号議案は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1件です。

1番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の北吉委員さんからお願いします。

北吉委員

1番、戒外町***の畑、342㎡は、市立香久山体育館から北約200mに位置し、**町の**氏が、父母や祖母と同居している現家屋が、築100年を経過しており、手狭なことから、申請地を農家住宅に転用するため申請されたものです。

申請地は、二方が農道と里道に面している農地であって、他の二方は自己所有の畑に接しており、近隣の営農に支障はなく、問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第3号議案の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとのことですので、採決したいと思います。

第3号議案、1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第3号議案1番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は5件です。

1番は、地区計画が定められた区域内で、宅地開発を行うため申請されたものです。宅地の造成のみを目的とする農地転用ですが、地区計画区域内で開発許可を受けて行う土地造成であることから、不許可の例外事項に該当し、転用可能と考えます。

2番は、売買による所有権移転により、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は筆ごとに異なり、2筆のうち1筆はJR金橋駅からの宅地化率で算出する第2種農地であり、もう1筆は上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に2以上の教育施設等がある第3種農地に該当します。

3番は、温泉水汲上施設及び青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当します。

4番は、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、上道管とガス管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に2以上の教育施設等がある第3種農地に該当します。なお、3番及び4番は、本年2月に農用地区域から除外されています。

5番は、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、1番から5番のいずれも転用可能と考えます。事務局からは以上でございます。

議長

第4号議案の1番は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の坂口委員さんからお願いします。

坂口委員

1番、小槻町***の田、1,619㎡外19筆、合計22,966㎡は、市立真菅北小学校から西へ約500mから700mの範囲に位置し、**町の有限会社***が、**市の** **氏外18名から売買により所有権移転し、90区画の住宅用地として宅地開発をするため申請されたものです。

申請地北側に残る農地には、これまでは田越しで通水していましたので、農業用水の通水管を新設し、近隣農地の取水に支障が出ないよう計画されています。

申請地は、令和7年に地区計画が定められた区域内で、開発許可を受けて行う宅地造成です。平成30年の第1期地区計画により開発された区域のエリア拡大であり、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、2番から4番は小委員会にかかっておりますので、まず2番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

2番、雲梯町***の田、1,239 m²外1筆は、JR金橋駅から南東約800mに位置し、**町の社会福祉法人***が、運営する福祉施設の駐車場が不足しているため、**町の***氏外1名から売買により譲り受け、青空駐車場として転用するため申請されたものです。

申請地は、既存駐車場の隣接地であり、施設の対面の土地で距離が近く、利便性が高いことから選定されました。

雨水排水については、隣地農地の要望に従い、幅の広い水路へ放流するよう調整されていますので、転用による周辺農地への支障はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の岡本委員さんからお願いします。

岡本委員

審査では、申請地の北と東に隣接農地が残るため、問題が発生しないよう、これまでと同様に心がけるよう助言を行いました。

また、譲受人は、古くから同町内で福祉施設を経営してきた法人であり、過去にも5条転用し、現在も施設の駐車場として支障なく利用している経験があることから、事業計画に問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、3番及び4番の現地調査の結果説明については、地区担当農業委員の石井委員さんが欠席されていますので、事務局からまとめてお願いします。

事務局

3番、田中町***の畑、2,510 m²外1筆は、市立畝傍中学校から北東約600mに位置し、**市の***株式会社が、代表取締役社長である**町の***氏から売買により譲り受け、温泉水汲上施設及び青空駐車場として転用するため申請されたものです。

温泉水は、申請地の田中町***番の南隣に位置する井戸から湧出しており、系列会社である***株式会社が、譲受人から借り受けてペットボトルのミネラルウォーターを製造す

るため、汲上施設を設置するものです。さらに、汲上施設には作業員が従事し、輸送用車両等も必要となるため、事業計画には青空駐車場も含まれています。

なお、申請地は、過去に畑への地目変更のため農地造成がされた際に、擁壁が設置され、排水設備は既に整えられておりますので、転用による周辺農地への影響はありません。

次に、4番、田中町***の畑、10,076 m²の内 9,422 m²は、市立畝傍中学校から北東約400mに位置し、3番と同様、***株式会社が、** **氏から売買により譲り受け、樫原営業所の対面地を、従業員及び営業車用の青空駐車場として転用するため申請されたものです。

3番と同様、排水設備が既に整えられておりますので、転用による周辺農地への影響はありません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、農用地除外を経て、農地転用許可申請に至っていることから、申請内容に疑義はなく、計画どおりに事業を遂行するよう助言しました。

申請地の選定等にも問題はなく、適当かと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に5番は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

5番、常盤町***の田、2,000 m²は、奈良県樫原総合庁舎の西側対面地であり、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、リサイクル館かしはらの職員用駐車場として転用するため申請されたものです。

申請地は、リサイクル館かしはらから距離が近く、幹線道路に近接しており、利便性が高いため選定されました。隣接の農地への取水排水については既設の水路が確保されており支障はなく、適当だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で第4号議案、1番から5番の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、採決したいと思います。

第４号議案、１番から５番の農地法第５条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第４号議案１番から５番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第６、第５号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、１件です。

１番の一町***の田、945㎡外１筆は、**市の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**市の***株式会社に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和１３年９月３０日までです。

事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第５号議案についての説明を終わります。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとのことですので、採決いたします。

第5号議案、農用地利用集積等促進計画案・権利設定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第5号議案については原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、東坊城町***の畑、214㎡は、市立光陽中学校から北西約300mに位置し、**町の**氏が、長屋建住宅として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和8年6月19日です。

以下、2番は記載のとおりでございますので、ご高覧ください。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。いかがですか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

日程第8、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件の報告は 2 件です。

1 番、土橋町***の田、494 m²は、市立真菅北小学校から南約 300m に位置し、**郡**町の有限会社***が、**町の** **氏外 1 名から売買により譲り受け、分譲住宅用地及び道路に転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 8 年 6 月 2 日でございます。

以下、2 番は記載のとおりでございますので、ご高覧ください。事務局からは以上です。

議長

以上で報告 2 の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

日程第 9、報告 3、農地造成届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

農地造成届出に関する件の報告は 1 件です。

1 番は、川西町***の田、885 m²は、市立光陽中学校から南西約 700m に位置し、**町の** **氏が、田を畑に変更するため、農地造成をしたいと届け出られたもので、届出日は令和 8 年 6 月 16 日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告 3 の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもって、7月の農業委員会総会を閉会いたします。